

## 〈自己資本の充実の状況等について 自己資本比率規制第3の柱(市場規律)に基づく開示〉

### 自己資本の構成に関する開示事項(連結) ..... 41

#### 定性的な開示事項(連結)

連結の範囲に関する事項	43
自己資本調達手段の概要	43
連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要	46
信用リスクに関する事項	47
信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	47
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	47
証券化エクスポージャーに関する事項	48
オペレーショナル・リスクに関する事項	49
銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	49
銀行勘定における金利リスクに関する事項	49

#### 定量的な開示事項(連結)

連結の範囲に関する事項	50
自己資本の充実度に関する事項	50
信用リスクに関する事項	51
信用リスク削減手法に関する事項	53
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	53
証券化エクスポージャーに関する事項	54
銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	55
銀行勘定における金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増加額	56

### 自己資本の構成に関する開示事項(単体) ..... 57

#### 定性的な開示事項(単体)

自己資本調達手段の概要	59
自己資本の充実度に関する評価方法の概要	61
信用リスクに関する事項	61
信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	62
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	62
証券化エクスポージャーに関する事項	62
オペレーショナル・リスクに関する事項	63
出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	63
銀行勘定における金利リスクに関する事項	64

#### 定量的な開示事項(単体)

自己資本の充実度に関する事項	65
信用リスクに関する事項	66
信用リスク削減手法に関する事項	68
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	68
証券化エクスポージャーに関する事項	69
銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	70
銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増加額	71

### 報酬等に関する開示事項 ..... 72

本ページ以降は、銀行法第21条に基づく開示事項のうち、自己資本の充実についての事項(平成26年金融庁告示第7号)及び報酬等に関する事項(平成24年金融庁告示第21号)について記載しています。なお、本ページ以降における「自己資本比率告示」とは、平成18年金融庁告示第19号を指しています。諸計数は原則として単位未満を切り捨てのうえ表示しています。構成比率は、100に調整しています。

# 自己資本の充実の状況等について

(自己資本比率規制第3の柱(市場規律)に基づく開示)

銀行法施行規則(昭和57年大蔵省令第10号)第19条の2第1項第5号二等に規定する自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項のうち事業年度に係る説明書類に記載すべき事項について開示しております。

当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては粗利益配分手法を採用しております。

## 自己資本の構成に関する開示事項 連結

(単位:百万円)

項目	平成26年3月31日		平成27年3月31日	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
<b>コア資本に係る基礎項目(1)</b>				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	96,055		97,597	
うち、資本金及び資本剰余金の額	42,508		40,734	
うち、利益剰余金の額	55,819		59,011	
うち、自己株式の額(△)	66		69	
うち、社外流出予定額(△)	2,204		2,079	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	—		△60	
うち、為替換算調整勘定	—		—	
うち、退職給付に係るものの額	—		△60	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	—		15	
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	6,513		5,917	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	6,513		5,917	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る項目の額に含まれる額	20,000		20,000	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	5,000		4,500	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,895		1,915	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	129,465		129,885	
<b>コア資本に係る調整項目(2)</b>				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	—	1,786	331	1,327
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	1,786	331	1,327
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	2,268	595	2,380
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	102	—	72	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—	—	—
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	9,153	689	2,759
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	9,153	689	2,759

財務諸表

損益の状況

経営諸比率

営業の状況

資本の状況・株主の状況

連結決算

自己資本の充実の状況等について

特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	102		1,689	
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	129,363		128,196	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	1,390,459		1,460,478	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	13,207		6,466	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	1,786		1,327	
うち、繰延税金資産	11,421		5,139	
うち、退職給付に係る資産	—		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—		—	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	61,102		60,460	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセットの額の合計額 (ニ)	1,451,562		1,520,938	
連結自己資本比率				
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	8.91%		8.42%	

(注) 1. 自己資本比率告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2. 自己資本比率告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 自己資本比率告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4. 自己資本比率告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

## 定性的な開示事項 連結

### 連結の範囲に関する事項

- ①自己資本比率告示第26条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下「連結グループ」という。)に属する会社と連結財務諸表規則に基づき連結の範囲(以下「会計連結範囲」という。)に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

連結グループに属する会社と連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に相違点はありません。

- ②連結グループのうち、連結子会社の数、名称及び主要な業務の内容

平成27年3月末の連結グループのうち、連結子会社は4社です。前年度(平成26年3月末)から変更はありません。

名称	主要な業務の内容
千葉総合リース株式会社	リ ー ス 業 務
ちば興銀カードサービス株式会社	信用保証業務・クレジットカード・金銭貸付業務
ちば興銀ビジネスサービス株式会社	事 務 代 行 業 務
ちば興銀コンピュータソフト株式会社	コンピュータシステムの開発・販売・保守管理業務

- ③自己資本比率告示第32条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

自己資本比率告示第32条が適用される金融業務を営む関連法人等はございません。

- ④連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものはございません。

- ⑤連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

連結グループ内の資金及び資本の移動に係る制限等は特段ございません。

### 自己資本調達手段(その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第25条又は第37条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。)の概要

平成27年3月末の自己資本調達手段の概要は以下の通りです。

#### 【普通株式】

発行主体	千葉興業銀行
資本調達手段の種類	普通株式
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	
連結自己資本比率	40,665
単体自己資本比率	40,665
配当率又は利率	—
償還期限の有無	なし
その日付	—
償還等を可能とする特約の有無	なし
初回償還可能日およびその償還金額	—
償還特約の対象となる事由	—
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の概要	なし
元本の削減に係る特約の概要	なし
配当等停止条項の有無	なし
未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
ステップ・アップ金利に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の概要	なし

【第二回第二種優先株式】

発行主体	千葉興業銀行
資本調達手段の種類	第二回第二種優先株式
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	
連結自己資本比率	0百万円
単体自己資本比率	0百万円
配当率又は利率	2.6%
償還期限の有無	なし
その日付	—
償還等を可能とする特約の有無	あり
初回償還可能日およびその償還金額	平成19年3月31日以降、取締役会が別に定める日、全部または一部
償還特約の対象となる事由	—
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の概要	なし
元本の削減に係る特約の概要	なし
配当等停止条項の有無	なし
未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
ステップ・アップ金利に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の概要	なし

【第四回第四種優先株式】

発行主体	千葉興業銀行
資本調達手段の種類	第四回第四種優先株式
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	
連結自己資本比率	0百万円
単体自己資本比率	0百万円
配当率又は利率	4.4%
償還期限の有無	なし
その日付	—
償還等を可能とする特約の有無	あり
初回償還可能日およびその償還金額	平成32年4月1日以降、取締役会が別に定める日、全部または一部
償還特約の対象となる事由	10連続取引日の全ての日において当行普通株式の終値が下限取得価額を下回っている場合
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の概要	平成32年4月1日から平成40年3月30日までの期間で、優先株主が取得請求権を行使した場合、及び平成40年3月30日までに取得請求のなかった優先株式につき、平成40年3月31日が到来した場合、当該優先株式と引換えに普通株式を交付する。
元本の削減に係る特約の概要	なし
配当等停止条項の有無	なし
未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
ステップ・アップ金利に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の概要	なし

【劣後特約付金銭消費貸借契約に基づく借入金】

発行主体	千葉興業銀行
資本調達手段の種類	劣後特約付金銭消費貸借契約に基づく借入金
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	
連結自己資本比率	4,500百万円
単体自己資本比率	4,500百万円
配当率又は利率	1.7%
償還期限の有無	あり
その日付	平成35年3月31日
償還等を可能とする特約の有無	あり
初回償還可能日およびその償還金額	平成30年4月2日に限り、期限内に元金の全部または一部を弁済することができる。
償還特約の対象となる事由	—
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の概要	なし
元本の削減に係る特約の概要	なし
配当等停止条項の有無	なし
未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	あり
ステップ・アップ金利に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の概要	なし

【少数株主持分】

発行主体	千葉総合リース株式会社 ちば興銀コンピュータソフト株式会社
資本調達手段の種類	普通株式
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	
連結自己資本比率	1,915百万円
単体自己資本比率	—
配当率又は利率	—
償還期限の有無	なし
その日付	—
償還等を可能とする特約の有無	なし
初回償還可能日およびその償還金額	—
償還特約の対象となる事由	—
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の概要	なし
元本の削減に係る特約の概要	—
配当等停止条項の有無	—
未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
ステップ・アップ金利に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の概要	なし

財務諸表

損益の状況

経営諸比率

営業の状況

資本の状況・  
株主の状況

連結決算

自己資本の充実の  
状況等について

平成26年3月末の自己資本調達手段の概要は以下の通りです。

自己資本調達手段		概要
普通株式(50,722千株)		完全議決権株式
優先株式	第1回第1種(5,000百万円)	転換条項付優先株式(議決権なし)
	第2回第2種(20,000百万円)	社債型優先株式(議決権なし)
	第4回第4種(32,000百万円)	転換条項付優先株式(議決権なし)
期限付劣後債務	劣後特約付借入金 (5,000百万円)	期間10年(期日一括返済)

### 連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

#### (平成26年度)

当行グループは内部留保の積上げにより自己資本を充実させており、平成26年度の連結自己資本比率は8.42%を計上しております。経営の健全性・安全性を十分に維持しているものと評価しており、今後につきましても利益の積上げにより自己資本を充実させてまいります。

なお、平成26年9月に第1回第1種優先株式(50億円)を買入消却したこと等を主因に、前年対比自己資本比率は低下しております。

#### (平成25年度)

当行グループは内部留保の積上げにより自己資本を充実させており、平成25年度の連結自己資本比率は8.91%を計上しております。経営の健全性・安全性を十分に維持しているものと評価しており、今後につきましても利益の積上げにより自己資本を充実させてまいります。

なお、平成25年7月に第3回第3種優先株式(600億25百万円)を買入消却したこと等を主因に、前年対比自己資本比率は低下しております。

## 信用リスクに関する事項

### ①リスク管理の方針及び手続の概要

[信用リスクとは]

信用リスクとは、お取引先の財務状況の悪化等により、貸出金の元本や利息のご返済が困難になり、銀行が損失を被るリスクをいいます。

[信用リスク管理の基本方針]

信用リスクを当行の抱える最も重要なリスクと認識し、管理体制の強化に努めております。

具体的には営業推進部門から独立した審査部・事業戦略部において管理する体制とし、お取引先の実態把握に基づく債務者格付や自己査定を定期的実施しております。

また、お取引先の実態把握が信用リスク管理には不可欠との認識のもと、融資に強い人材の育成、与信判断力のレベルアップを目的とした審査トレーナー、集合研修、臨店指導等を行っております。

一方、お取引先の経営改善支援を地域金融機関として重要な責務と認識し改善支援活動に取り組んでおります。また、既に利用している「格付・自己査定システム」や「電子稟議システム」等の信用リスクに関するシステムを今後も継続的に活用し、適切なリスク管理の運営を行ってまいります。

[貸倒引当金の計上基準]

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産・特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿の価格から、担保処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しておりその査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しています。

連結子会社の貸倒引当金は一般債権については、過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

### ②標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項

リスク・ウェイトの判定においては、内部管理との整合性を考慮し、また、特定の格付機関に偏らず、格付けの客観性を高めるためにも複数の格付機関等を利用することが適切との判断に基づき、融資関連業務では(株)格付投資情報センター(R&I)、(株)日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービスインク(Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)、フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)の5外部格付機関等を採用し、市場関連業務では(株)格付投資情報センター(R&I)、(株)日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービスインク(Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)の4外部格付機関等を採用しております。

## 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

[信用リスク削減方法とは]

自己資本比率の算出において、自己資本比率告示第80条の規定に基づく「信用リスク削減手法」として「包括的手法」を適用しております。

信用リスク削減手法とは、当行の抱えているリスクを軽減するための措置であり、担保、保証、貸出金と預金の相殺、クレジット・デリバティブ等が該当します。

[方法及び手続]

エクスポート・ジャーの信用リスクの削減手法として有効に認められている適格金融資産担保については、当行の行内規程にて評価及び管理を行っており、自行預金、日本政府又はわが国の地方公共団体が発行する円建て債券、上場会社の株式等を適格金融資産担保として取り扱っております。

また、保証については政府関係機関の保証並びにわが国の地方公共団体の保証が主体となっております。

貸出金と自行預金の相殺にあたっては、債務者の担保(総合口座を含む)登録のない定期預金を対象としております。

## 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当行の派生商品取引及び長期決済期間取引に係る取引相手の信用リスクに関しては、オンバランス取引と合算し、オン・オフ一体で管理しております。

スワップ、オプションについては、リスク統括部がカレント・エクスポート・ジャー方式により与信相当額を算出し信用リスク管理所管部署へ報告する体制としております。

なお、当行では派生商品取引に係る保全や引当の算定は行っておりません。

## 証券化エクスポージャーに関する事項

### ①リスク管理の方針及びリスク特性の概要

証券化取引の取組みに当たっては、リスク管理を重要不可欠の事項としてとらえ、厳格なリスク管理体制の構築に努めております。

[取引の内容]

当行は、住宅金融支援機構のフラット35(保証型)の取扱いにより、オリジネーター及びサービサーとして証券化取引に関与しております。また、当行は通常の有価証券投資のほか住宅ローン債権信託受益権を購入しており、投資家としても証券化取引に関与しております。

[取引に対する取組み方針]

当行は、住宅金融支援機構のフラット35(保証型)のほかは、新規の証券化または再証券化の予定はございません。また、投資家としても通常の有価証券投資以外に投資の予定はございません。

[取引に係るリスクの内容]

当行が保有する劣後受益権に関連し、信用リスクならびに金利リスクを有しておりますが、これは貸出金や有価証券等の取引より発生するものと基本的には変わらないものではありません。また、証券化した住宅ローンの債権プールのプリペイメント率及びデフォルト率等の変化により劣後受益権の価値が変動するリスクを有しておりますが、各々の実績について事後的モニタリングを実施し管理しております。

### ②自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化取引の取扱いにつきましては、プリペイメント率やデフォルト率等の変化を正確に把握し報告する事後的モニタリングの運用のもとに行っております。

また、貸出金勘定の証券化取引は、他の有価証券運用と同様、資産査定の実施により定期的に管理しております。このほか、証券化取引のリスク特性や裏付資産に関する情報について適時に把握していることを定期的に確認しております。

### ③信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当行では、信用リスク削減手法として証券化取引を用いておりません。

### ④証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当行では証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額の算出には、オリジネーターとして関与している部分については「標準的手法」、投資家として関与している部分については「外部格付準拠方式」を使用しております。

### ⑤証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称

マーケット・リスク相当額にかかる額は算入しておりません。

### ⑥証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

当行では、証券化導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引は行っておりません。

### ⑦子法人等及び関連法人等のうち、当行が行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

当行が行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有している子法人等および関連法人等はありません。

### ⑧証券化取引に関する会計方針

[会計方針]

証券化取引の会計処理につきましては、金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転したことにより金融資産の消滅を認識する売却処理を採用しております。

[資産売却の認識]

証券化取引における資産の売却は、証券化取引の委託者である当行が、アレンジャーに優先受益権を売却した時点で認識しております。

### ⑨証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判断については、「Moody's」「S&P」「JCR」「R&I」の適格格付機関4社を使用しています。なお、証券化エクスポージャーの種類による格付機関の使い分けは行っていません。

### ⑩内部評価方式を用いている場合には、その概要

内部評価方式は用いておりません。

### ⑪定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

重要な変更は生じておりません。

オペレーショナル・リスクに関する事項

①リスク管理の方針及び手続の概要

[リスク管理の方針]

オペレーショナル・リスクとは、内部プロセス(銀行業務の過程)・人(役職員、スタッフ・派遣社員を含む)・システムが不適切であること若しくは機能しないこと、又は外性的事象が生起することにより、有形無形の損失を被るリスクをいいます。当行では、オペレーショナル・リスクを、①事務リスク、②システムリスク、③法務リスク、④人的リスク、⑤有形資産リスク、⑥風評リスクに区分して管理しております。

オペレーショナル・リスクは、業務運営を行っていく上で、可能な限り回避すべきであるリスクであることを念頭に、組織体制、管理手法、報告体制等を整備し、適切に管理することをリスク管理の基本方針とし、リスクの顕在化の未然防止、顕在化時の影響極小化に努めております。

[リスク管理体制]

オペレーショナル・リスクの管理にあたっては、オペレーショナル・リスク管理の基本的事項を定めた「オペレーショナル・リスク管理規程」を制定し、リスク統括部においてオペレーショナル・リスクの一元的な把握・管理、各リスク管理所管部署において、それぞれのリスクを管理する体制としております。

[リスクの管理手続の概要]

各オペレーショナル・リスクの管理は、「事務リスク管理規程」、「システムリスク管理規程」、「法務リスク管理規程」、「人的リスク管理規程」、「風評リスク管理規程」、「有形資産リスク管理規程」を制定し、適切に管理しております。なお、オペレーショナル・リスクの状況は月次で頭取を委員長とするリスク管理委員会を通じ、取締役会に報告する体制としております。

②オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当行では、粗利益配分手法を使用して、オペレーショナル・リスク相当額を算出しております。

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当行では、金利、株価等の変動による資産・負債価値の変動が経営に与える影響を十分認識し、市場リスクの管理体制(組織体制、管理手法、報告体制等)を整備の上、市場リスクを正確に把握し、適切に管理することをリスク管理の基本方針として、株式等のリスク管理を行っております。

投資金額については、先行きの金利や株式等の見通しに基づく相場変動リスク及び分散投資を考慮した市場部門のリスク・リターンを検討し、経営会議で決定しております。

株式等の価格変動リスクの計測は、VaR(バリュー・アット・リスク)\*により行っております。信頼水準は99%、保有期間については処分決定に要する期間等を反映し、政策投資株式は6カ月、純投資株式は3カ月として計測しております。半期毎に経営会議において、自己資本や市場環境等を勘案してリスクリミットを決定し、その限度額を遵守しながら収益の獲得に努めております。

株式等の評価については、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法により行っております。また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

株式等について、会計方針等を変更した場合は財務諸表等規則第8条の3に基づき、変更の理由や影響額について財務諸表の注記に記載しております。

\*VaR(バリュー・アット・リスク):過去のデータに基づく統計的手法により、一定期間・一定確率のもとで保有するポートフォリオが被る可能性のある最大損失額(最大時価減少額)を推定したものです。一定確率は片道99%確率を使用しております。

銀行勘定における金利リスクに関する事項

①リスク管理の方針及び手続の概要

[リスク管理の方針]

金利、株価等の変動による資産・負債価値の変動が経営に与える影響を十分認識し、市場リスクの管理体制(組織体制、管理手法、報告体制等)を整備の上、市場リスクを正確に把握し、適切に管理することをリスク管理の基本方針としております。具体的には、ALM(Asset Liability Management)の一環として、金利リスク・為替リスク・価格変動リスクのコントロールを実施しております。

[リスク管理手続の概要]

市場リスクを適切にコントロールするため、半期毎に経営会議等において、自己資本等の経営体力の範囲内で、部門別・リスクカテゴリー別にリスクリミット、損失限度額、アラームポイント(対応方針を見直すリスク量もしくは損失額の水準)を設定し、管理しております。また、有価証券等の市場取引については、商品別のポジション限度額(保有限度額)、個別銘柄毎の損失限度額も合わせて設定し、管理しております。

各部門は、これらリスクリミット等の許容されたリスク量の範囲内で、機動的かつ効率的な運用を目指しております。なお、市場リスクの状況は月次でALM委員会、リスク管理委員会を通じ、取締役会に報告する体制としております。

②連結グループが内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

当行では、金利リスクは、VaR(分散・共分散法)、BPV\*により日次又は月次でリスク量を計測している他、金利ギャップ等により計測しております。また、VaRにつきましては、リスクリミット管理に活用し、経営体力と比較し過大にならないよう適切に管理するとともに、半期毎にバックテストを実施し計測手法の妥当性や有効性を検証しております。その他、ストレステストの実施により、リスク管理の実効性の確保、計測手法の高度化、精緻化に努めております。

\*BPV(ベシス・ポイント・バリュー):金利等の変化に対する時価の変化額をリスクとして表す手法。例えば、10bpvといった場合、金利が10bpv(=0.1%)変化した場合の時価の変化額を指します。

財務諸表

損益の状況

経営諸比率

営業の状況

資本の状況

連結決算

自己資本の充実の状況等について

## 定量的な開示事項 連結

### 連結の範囲に関する事項

その他金融機関等(自己資本比率告示第29条第6項第1号に規定するその他金融機関等をいう。)であって銀行の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称、所要自己資本を下回った額の総額  
 その他金融機関等(自己資本比率告示第29条第6項第1号に規定するその他金融機関等をいう。)であって銀行の子法人等である会社はございません。

### 自己資本の充実度に関する事項

#### ①信用リスクに対する所要自己資本の額

(単位:百万円)

項目	平成25年度		平成26年度	
	リスク・アセット	所要自己資本の額	リスク・アセット	所要自己資本の額
<b>【資産(オン・バランス)項目】</b>				
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	69	2	114	4
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	501	20	591	23
国際開発銀行向け	12	0	1	0
地方公共団体金融機構向け	—	—	989	39
我が国の政府関係機関向け	559	22	580	23
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	23,715	948	28,701	1,148
法人等向け	246,116	9,844	245,404	9,816
中小企業等向け及び個人向け	330,772	13,230	352,327	14,093
抵当権付住宅ローン	53,382	2,135	56,501	2,260
不動産取得等事業向け	180,803	7,232	198,313	7,932
三月以上延滞等	3,863	154	3,414	136
取立未済手形	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	6,663	266	7,830	313
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	29,293	1,171	28,393	1,135
(うち出資等のエクスポージャー)	29,293	1,171	28,393	1,135
(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—	—
上記以外	476,675	19,067	506,751	20,270
(うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	—	—	—	—
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	24,290	971	24,630	985
(うち上記以外のエクスポージャー等)	452,385	18,095	482,121	19,284
証券化(オリジネーターの場合)	2,367	94	2,348	93
(うち再証券化)	—	—	—	—
証券化(オリジネーター以外の場合)	212	8	105	4
(うち再証券化)	—	—	—	—
複数の資産を裏付とする資産(いわゆるファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	529	21	362	14
経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	13,207	528	6,466	258
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
<b>資産(オン・バランス)計</b>	<b>1,368,745</b>	<b>54,749</b>	<b>1,439,197</b>	<b>57,567</b>
<b>【オフ・バランス取引等項目】</b>				
原契約期間が1年以下のコミットメント	1,812	72	1,817	72
短期の貿易関連偶発債務	76	3	35	1
特定の取引に係る偶発債務	2,197	87	2,681	107
原契約期間が1年超のコミットメント	2,735	109	2,986	119
信用供与に直接的に代替する偶発債務	9,649	385	7,825	313
先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	—	—	—	—
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	100	4	—	—
派生商品取引	1,983	79	2,320	92
オフ・バランス取引等 計	18,554	742	17,666	706
【CVAリスク相当額を8%で除して得た額】 (簡便的リスク測定方式)	3,158	126	3,614	144
【中央清算機関関連エクスポージャー】	—	—	0	0
合計	1,390,459	55,618	1,460,478	58,419

(注)所要自己資本額 = リスク・アセット×4%

②オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する手法ごとの額  
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位:百万円)

	平成25年度末	平成26年度末
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額	2,444	2,418
うち粗利益配分手法	2,444	2,418

③連結自己資本比率

	平成25年度末	平成26年度末
連結自己資本比率	8.91%	8.42%

④連結総所要自己資本額

(単位:百万円)

	平成25年度末	平成26年度末
連結総所要自己資本額	58,062	60,837

信用リスクに関する事項

①信用リスクエクスポージャー期末残高及び三月以上延滞エクスポージャーの地域別・業種別・残存期間別内訳

(単位:百万円)

	平成25年度					平成26年度				
	信用リスクエクスポージャー期末残高	貸出金、 コミットメント 及びその他の デリバティブ 以外のオフ・ バランス取引	債券	デリバティブ 取引	三月以上 延滞 エク スポ ージャー	信用リスクエクスポージャー期末残高	貸出金、 コミットメント 及びその他の デリバティブ 以外のオフ・ バランス取引	債券	デリバティブ 取引	三月以上 延滞 エク スポ ージャー
国内計	2,432,474	2,008,829	420,384	3,261	5,141	2,508,654	2,100,209	404,296	4,148	4,345
国外計	30,704	2,924	27,728	51	—	53,605	3,023	50,569	12	—
地域別合計	2,463,178	2,011,753	448,112	3,312	5,141	2,562,259	2,103,232	454,865	4,160	4,345
製造業	187,765	180,293	7,215	257	267	191,202	183,231	7,675	294	130
農業、林業	5,483	5,183	300	—	19	5,645	5,345	300	—	21
漁業	273	273	—	—	—	274	274	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	3,595	3,595	—	—	—	3,991	3,991	—	—	—
建設業	87,732	85,158	2,572	1	465	94,855	91,767	3,087	0	101
電気・ガス・熱供給・水道業	9,557	9,557	—	—	—	9,969	9,969	—	—	—
情報通信業	9,383	9,349	32	1	—	9,467	9,442	24	1	89
運輸業、郵便業	75,518	69,269	6,229	19	3	85,703	79,471	6,222	10	—
卸売業、小売業	192,498	173,068	18,631	798	452	201,735	181,630	18,991	1,113	318
金融業、保険業	323,962	151,179	171,224	1,558	—	337,223	129,538	205,457	2,227	—
不動産業、物品賃貸業	386,287	373,099	13,054	133	795	406,785	393,589	13,125	70	649
各種サービス業	186,601	178,765	7,292	542	1,341	185,441	177,773	7,225	442	1,242
国・地方公共団体等	297,281	75,722	221,558	—	—	269,561	76,805	192,755	—	—
個人	555,393	555,393	—	—	1,279	603,816	603,816	—	0	1,335
その他	141,843	141,843	—	—	516	156,584	156,584	—	—	455
業種別計	2,463,178	2,011,753	448,112	3,312	5,141	2,562,259	2,103,232	454,865	4,160	4,345
1年以下	425,566	397,808	27,602	155	168	456,883	368,181	88,313	388	106
1年超3年以下	365,512	209,313	155,025	1,173	234	372,000	213,223	157,280	1,496	169
3年超5年以下	403,143	215,499	186,480	1,162	295	385,365	211,616	171,954	1,794	398
5年超7年以下	181,838	115,513	65,846	477	46	139,777	122,934	16,525	317	67
7年超10年以下	124,568	113,273	10,952	343	114	158,658	141,857	16,635	164	70
10年超	772,493	770,289	2,203	—	617	849,850	845,695	4,155	—	683
期間の定めのないもの	190,055	190,055	0	—	3,664	199,723	199,722	0	—	2,850
残存期間別合計	2,463,178	2,011,753	448,112	3,312	5,141	2,562,259	2,103,232	454,865	4,160	4,345

(注)1.オフ・バランス取引はデリバティブ取引を除く。

2.「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャー。

3.上記の項目以外の資産については、「その他」及び「期間の定めのないもの」に計上しております。

②一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成25年度	3,287	6,513	—	3,287	6,513
	平成26年度	6,513	5,917	—	6,513	5,917
個別貸倒引当金	平成25年度	10,905	7,013	1,643	9,261	7,013
	平成26年度	7,013	6,929	697	6,315	6,929
合 計	平成25年度	14,193	13,526	1,643	12,549	13,526
	平成26年度	13,526	12,847	697	12,829	12,847

③個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳

(単位:百万円)

	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高	
	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度
国内計	10,905	7,013	7,013	6,929	10,905	7,013	7,013	6,929
国外計	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別計	10,905	7,013	7,013	6,929	10,905	7,013	7,013	6,929
製造業	2,702	601	601	352	2,702	601	601	352
農業、林業	3	5	5	6	3	5	5	6
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	86	72	72	—	86	72	72	—
建設業	562	417	417	989	562	417	417	989
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	65	83	83	29	65	83	83	29
運輸業、郵便業	60	69	69	113	60	69	69	113
卸売業、小売業	976	845	845	909	976	845	845	909
金融業、保険業	45	40	40	19	45	40	40	19
不動産業、物品賃貸業	1,132	925	925	611	1,132	925	925	611
各種サービス業	902	563	563	761	902	563	563	761
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	2,349	1,854	1,854	1,827	2,349	1,854	1,854	1,827
その他	2,018	1,533	1,533	1,308	2,018	1,533	1,533	1,308
業種別計	10,905	7,013	7,013	6,929	10,905	7,013	7,013	6,929

④貸出金償却の業種別内訳

(単位:百万円)

	貸出金償却	
	平成25年度	平成26年度
製造業	636	90
農業、林業	5	1
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	107	34
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	49	5
運輸業、郵便業	—	—
卸売業、小売業	119	86
金融業、保険業	—	—
不動産業、物品賃貸業	224	—
各種サービス業	46	329
国・地方公共団体等	—	—
個人	34	7
その他	—	—
業種別計	1,224	554

⑤標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに自己資本比率告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号及び第247条第1項(自己資本比率告示第125条、第127条及び第136条第1項において準用する場合に限る。)の規定により1,250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額 (単位:百万円)

	エクスポージャーの額			
	平成25年度		平成26年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	107,852	472,357	118,630	418,918
2%	—	43	—	49
4%	—	—	—	1
10%	4,493	6,540	5,004	3,651
20%	116,279	14,810	146,744	13,504
35%	—	152,690	—	161,636
50%	181,775	2,980	207,244	1,886
75%	—	496,851	—	532,998
100%	86,385	808,445	69,768	870,391
150%	—	1,955	—	1,975
250%	—	9,716	—	9,852
350%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
合計	496,786	1,966,392	547,393	2,014,866

(注) 1. 「格付有り」とは、リスク・ウェイト算定にあたり格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付無し」とは、格付を適用していないエクスポージャーであります。なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限られております。  
 2. 「格付有り」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーや、ソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれております。

### 信用リスク削減手法に関する事項

(単位:百万円)

	信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	
	平成25年度	平成26年度
現金及び自行預金	14,183	14,903
金	—	—
適格債権	5,000	—
適格株式	7,341	8,492
適格投資信託	—	—
適格金融資産担保合計	26,524	23,396
適格保証	135,416	151,044
適格クレジット・デリバティブ	—	—
適格保証、適格クレジット、デリバティブ合計	135,416	151,044

### 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

#### ①与信相当額の算出に用いる方式

カレント・エクスポージャー方式にて算出しております。

#### ②グロス再構築コストの額(零を下回らないものに限る)の合計額

グロス再構築コストの額の合計額は、1,056百万円です。

#### ③担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額

法的に有効な相対ネットティング契約下にある取引については、ネット再構築コスト及びネットアドオンした上で、担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額が次のとおりであります。(単位:百万円)

	与信相当額	
	平成25年度	平成26年度
派生商品取引	3,312	4,160
外国為替関連取引及び金関連取引	2,176	3,280
金利関連取引	1,136	880
株式関連取引	—	—
貴金属関連取引(金関連取引を除く)	—	—
その他コモディティ関連取引	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—
合計	3,312	4,160

財務諸表

損益の状況

経営諸比率

営業の状況

資本の状況

連結決算

自己資本の充実の状況等について

④担保の種類別の額

信用リスク削減手法に用いた担保はございません。

⑤与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつプロテクションの購入又は提供の別に区分した額

与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブはございません。

⑥信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いるクレジット・デリバティブはございません。

証券化エクスポージャーに関する事項

①連結グループがオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

(1)原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳

○資産譲渡型証券化取引に係る原資産の額

(単位:百万円)

	平成25年度	平成26年度
住宅ローン債権	11,036	9,670
合計	11,036	9,670

○合成型証券化取引に係る原資産の額

該当ございません。

(2)原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び、当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

	平成25年度		平成26年度	
	三月以上延滞 エクスポージャー	当期損失	三月以上延滞 エクスポージャー	当期損失
住宅ローン債権	282	—	414	—
合計	282	—	414	—

(3)保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳 (単位:百万円)

	平成25年度	平成26年度
住宅ローン債権	356	309
合計	356	309

(注)オフ・バランス取引はありません。

(4)保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

【オン・バランス】

(単位:百万円)

	平成25年度		平成26年度	
	残高	所要自己資本額	残高	所要自己資本額
1,250%	189	94	187	93
自己資本控除	167	102	121	72
合計	356	196	309	166

(注)オフ・バランス取引はありません。

(5)証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

	平成25年度	平成26年度
住宅ローン債権	102	72
合計	102	72

(6)自己資本比率告示第247条第1項の規定により1,250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

証券化を行った住宅ローン債権のうち187百万円は、自己資本比率告示第247条第1項の規定により1,250パーセントのリスク・ウェイトを適用した額を計上しております。

(7)早期償還条項付の証券化エクスポージャー

該当ございません。

(8)当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略

該当ございません。

(9)証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び原資産の種類別内訳  
該当ございません。

②連結グループが投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

(1)保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

	平成25年度末	平成26年度末
住宅ローン債権	1,063	528
自動車ローン債権	—	—
クレジットカード与信	—	—
リース債権	—	—
事業者向け貸出	—	—
合計	1,063	528

(注)オフ・バランス取引はありません。

(2)保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイト

(単位:百万円)

	平成25年度		平成26年度	
	残高	所要自己資本	残高	所要自己資本
20%	1,063	8	528	4
50%	—	—	—	—
100%	—	—	—	—
350%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
合計	1,063	8	528	4

(注)オフ・バランス取引はありません。

(3)自己資本比率告示第247条第1項の規定により1,250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額  
及び主な原資産の種類別の内訳  
該当ございません。

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

①連結貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額

(単位:百万円)

	平成25年度末		平成26年度末	
	連結貸借対照表計上額	時価	連結貸借対照表計上額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額	24,903	24,903	32,599	32,599
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額	2,240		1,260	

(注)投資信託等複数の資産を裏付けとする資産内で保有する出資等エクスポージャーは含めておりません。

②出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	平成25年度	平成26年度
売却損益額	439	538
償却額	—	0

財務諸表

損益の状況

経営諸比率

営業の状況

資本の状況・  
株主の状況

連結決算

自己資本の充実の  
状況等について

③連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成25年度	平成26年度
連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額	7,419	16,011

④連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成25年度	平成26年度
連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額	-	-

銀行勘定における金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増加額

(単位:百万円)

	平成25年度末	平成26年度末
金利ショックに対する経済価値の増減額 <VaR>信頼区間99%、観測期間1年、 保有期間:預貸金等1年、その他保有目的内外債券 3カ月	11,976	6,615
預貸金等	8,417	4,210
その他保有目的内外債券	3,558	2,404

## 自己資本の構成に関する開示事項 単体

(単位:百万円)

項目	平成26年3月31日		平成27年3月31日	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
<b>コア資本に係る基礎項目 (1)</b>				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	92,365		93,850	
うち、資本金及び資本剰余金の額	42,508		40,734	
うち、利益剰余金の額	52,128		55,264	
うち、自己株式の額(△)	66		68	
うち、社外流出予定額(△)	2,204		2,079	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	5,938		5,432	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	5,938		5,432	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	20,000		20,000	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	5,000		4,500	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	123,304		123,798	
<b>コア資本に係る調整項目 (2)</b>				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	—	1,437	278	1,113
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	—	1,437	278	1,113
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	2,290	609	2,436
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	102	—	72	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—	—
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	8,064	618	2,473
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	8,064	618	2,473
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	102		1,579	
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	123,202		122,219	
リスク・アセット等 (3)				

財務諸表

損益の状況

経営諸比率

営業の状況

資本の状況・株主の状況

連結決算

自己資本の充実の状況等について

信用リスク・アセットの額の合計額	1,372,578		1,441,653	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	11,793		6,024	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	1,437		1,113	
うち、繰延税金資産	10,355		4,910	
うち、前払年金費用	—		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—		—	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	59,054		58,720	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセットの額の合計額 (二)	1,431,632		1,500,374	
自己資本比率				
自己資本比率((ハ)／(二))	8.60%		8.14%	

(注) 1. 自己資本比率告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2. 自己資本比率告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段に次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 自己資本比率告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4. 自己資本比率告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

定性的な開示事項 単体

自己資本調達手段(その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第25条又は第37条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。)の概要

平成27年3月末の自己資本調達手段の概要は以下の通りです。

【普通株式】

発行主体	千葉興業銀行
資本調達手段の種類	普通株式
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	
連結自己資本比率	40,665
単体自己資本比率	40,665
配当率又は利率	—
償還期限の有無	なし
その日付	—
償還等を可能とする特約の有無	なし
初回償還可能日およびその償還金額	—
償還特約の対象となる事由	—
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の概要	なし
元本の削減に係る特約の概要	なし
配当等停止条項の有無	なし
未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
ステップ・アップ金利に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の概要	なし

【第二回第二種優先株式】

発行主体	千葉興業銀行
資本調達手段の種類	第二回第二種優先株式
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	
連結自己資本比率	0百万円
単体自己資本比率	0百万円
配当率又は利率	2.6%
償還期限の有無	なし
その日付	—
償還等を可能とする特約の有無	あり
初回償還可能日およびその償還金額	平成19年3月31日以降、取締役会が別に定める日、全部または一部
償還特約の対象となる事由	—
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の概要	なし
元本の削減に係る特約の概要	なし
配当等停止条項の有無	なし
未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
ステップ・アップ金利に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の概要	なし

財務諸表

損益の状況

経営諸比率

営業の状況

資本の状況・株主の状況

連結決算

自己資本の充実の状況等について

【第四回第四種優先株式】

発行主体	千葉興業銀行
資本調達手段の種類	第四回第四種優先株式
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	
連結自己資本比率	0百万円
単体自己資本比率	0百万円
配当率又は利率	4.4%
償還期限の有無	なし
その日付	—
償還等を可能とする特約の有無	あり
初回償還可能日およびその償還金額	平成32年4月1日以降、取締役会が別に定める日、全部または一部
償還特約の対象となる事由	10連続取引日の全ての日において当行普通株式の終値が下限取得価額を下回っている場合
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の概要	平成32年4月1日から平成40年3月30日までの期間で、優先株主が取得請求権を行使した場合、及び平成40年3月30日までに取得請求のなかった優先株式につき、平成40年3月31日が到来した場合、当該優先株式と引換えに普通株式を交付する。
元本の削減に係る特約の概要	なし
配当等停止条項の有無	なし
未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
ステップ・アップ金利に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の概要	なし

【劣後特約付金銭消費貸借契約に基づく借入金】

発行主体	千葉興業銀行
資本調達手段の種類	劣後特約付金銭消費貸借契約に基づく借入金
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	
連結自己資本比率	4,500百万円
単体自己資本比率	4,500百万円
配当率又は利率	1.7%
償還期限の有無	あり
その日付	平成35年3月31日
償還等を可能とする特約の有無	あり
初回償還可能日およびその償還金額	平成30年4月2日に限り、期限前に元金の全部または一部を弁済することができる。
償還特約の対象となる事由	—
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の概要	なし
元本の削減に係る特約の概要	なし
配当等停止条項の有無	なし
未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	あり
ステップ・アップ金利に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の概要	なし

平成26年3月末の自己資本調達手段の概要は以下の通りです。

自己資本調達手段		概要
普通株式(50,722千株)		完全議決権株式
優先株式	第1回第1種(5,000百万円)	転換条項付優先株式(議決権なし)
	第2回第2種(20,000百万円)	社債型優先株式(議決権なし)
	第4回第4種(32,000百万円)	転換条項付優先株式(議決権なし)
期限付劣後債務	劣後特約付借入金 (5,000百万円)	期間10年(期日一括返済)

### 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

(平成27年3月末)

当行では、自己資本充実度の評価における自己資本は、コア資本と定義しております。自己資本充実度の評価におけるリスクは、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクを対象とし、自己資本比率、アウトライヤー基準及び統合リスク量により自己資本充実度の評価を行っております。なお、自己資本比率は8.14%、アウトライヤー基準値は20%以内、統合リスク量はコア資本の35%程度で推移しており、リスクに対する自己資本の充実度は問題ないものと評価しております。

(平成26年3月末)

当行では、自己資本充実度の評価における自己資本は、コア資本と定義しております。自己資本充実度の評価におけるリスクは、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクを対象とし、自己資本比率、アウトライヤー基準及び統合リスク量により自己資本充実度の評価を行っております。なお、自己資本比率は8.60%、アウトライヤー基準値は20%以内、統合リスク量はコア資本の45%程度で推移しており、リスクに対する自己資本の充実度は問題ないものと評価しております。

### 信用リスクに関する事項

#### ①リスク管理の方針及び手続の概要

[信用リスクとは]

信用リスクとは、お取引先の財務状況の悪化等により、貸出金の元本や利息のご返済が困難になり、銀行が損失を被るリスクをいいます。

[信用リスク管理の基本方針]

信用リスクを当行の抱える最も重要なリスクと認識し、管理体制の強化に努めております。

具体的には営業推進部門から独立した審査部・事業戦略部において管理する体制とし、お取引先の実態把握に基づく債務者格付や自己査定を定期的実施しております。

また、お取引先の実態把握が信用リスク管理には不可欠との認識のもと、融資に強い人材の育成、与信判断力のレベルアップを目的とした審査トレーニー、集合研修、臨店指導等を行っております。

一方、お取引先の経営改善支援を地域金融機関として重要な責務と認識し改善支援活動に取り組んでおります。また、既に利用している「格付・自己査定システム」や「電子稟議システム」等の信用リスクに関するシステムを今後も継続的に活用し、適切なリスク管理の運営を行ってまいります。

[貸倒引当金の計上基準]

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産・特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿の価格から、担保処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しておりその査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しております。

#### ②標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項

リスク・ウェイトの判定においては、内部管理との整合性を考慮し、また、特定の格付機関に偏らず、格付けの客観性を高めるためにも複数の格付機関等を利用することが適切との判断に基づき、融資関連業務では(株)格付投資情報センター(R&I)、(株)日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービスインク(Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)、フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)の5外部格付機関等を採用し、市場関連業務では(株)格付投資情報センター(R&I)、(株)日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービスインク(Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)の4外部格付機関等を採用しております。

## 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

[信用リスク削減手法とは]

自己資本比率の算出において、自己資本比率告示第80条の規定に基づく「信用リスク削減手法」として「包括的手法」を適用しております。

信用リスク削減手法とは、当行の抱えている信用リスクを軽減するための措置であり、担保、保証、貸出金と預金の相殺、クレジット・デリバティブ等が該当します。

[方針及び手続]

エクスポージャーの信用リスクの削減手法として有効に認められている適格金融資産担保については、当行の行内規程にて評価及び管理を行っており、自行預金、日本国政府又はわが国の地方公共団体が発行する円建て債券、上場会社の株式等を適格金融資産担保として取り扱っております。

また、保証については政府関係機関の保証並びにわが国の地方公共団体の保証が主体となっております。

貸出金と自行預金の相殺にあたっては、債務者の担保(総合口座を含む)登録のない定期預金を対象としております。

[信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中]

同一業種へ偏ることなく、信用リスクは分散されております。

## 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当行の派生商品取引及び長期決済期間取引に係る取引相手の信用リスクに関しては、オンバランス取引と合算し、オン・オフ一体で管理しております。

スワップ、オプションについては、リスク統括部がカレント・エクスポージャー方式により与信相当額を算出し信用リスク管理所管部署へ報告する体制としております。

なお、当行では派生商品取引に係る保全や引当の算定は行っておりません。

## 証券化エクスポージャーに関する事項

### ① リスク管理の方針及びリスク特性の概要

証券化取引の取組みに当たっては、リスク管理を重要不可欠の事項としてとらえ、厳格なリスク管理体制の構築に努めております。

[取引の内容]

当行は、住宅金融支援機構のフラット35(保証型)の取扱いにより、オリジネーター及びサービサーとして証券化取引に関与しております。また、当行は通常の有価証券投資のほか住宅ローン債権信託受益権を購入しており、投資家としても証券化取引に関与しております。

[取引に対する取組み方針]

当行は、住宅金融支援機構のフラット35(保証型)のほかは、新規の証券化または再証券化の予定はございません。また、投資家としても通常の有価証券投資以外に投資の予定はございません。

[取引に係るリスクの内容]

当行が保有する劣後受益権に関連し、信用リスクならびに金利リスクを有しておりますが、これは貸出金や有価証券等の取引より発生するものと基本的に変わるものではありません。また、証券化した住宅ローンの債権プールのプリペイメント率及びデフォルト率等の変化により劣後受益権の価値が変動するリスクを有しておりますが、各々の実績について事後的モニタリングを実施し管理しております。

### ② 自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化取引の取扱いにつきましては、プリペイメント率やデフォルト率等の変化を正確に把握し報告する事後的モニタリングの運用のもとに行っております。

また、貸出金勘定の証券化取引は、他の有価証券運用と同様、資産査定の実施により定期的に管理しております。このほか、証券化取引のリスク特性や裏付資産に関する情報について適時に把握していることを定期的に確認しております。

### ③ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当行では、信用リスク削減手法として証券化取引を用いておりません。

### ④ 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当行では証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額の算出には、オリジネーターとして関与している部分については「標準的手法」、投資家として関与している部分については「外部格付準拠方式」を使用しております。

### ⑤ 証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称

マーケット・リスク相当額にかかる額は算入しておりません。

### ⑥ 証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

当行では、証券化導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引は行っておりません。

⑦子法人等及び関連法人等のうち、当行が行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称  
 当行が行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有している子法人等及び関連法人等はありません。

⑧証券化取引に関する会計方針

[会計方針]

証券化取引の会計処理につきましては、金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転したことにより金融資産の消滅を認識する売却処理を採用しております。

[資産売却の認識]

証券化取引における資産の売却は、証券化取引の委託者である当行が、アレンジャーに優先受益権を売却した時点で認識しております。

⑨証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判断については、「Moody's」「S&P」「JCR」「R&I」の適格格付機関4社を使用しています。

なお、証券化エクスポージャーの種類による格付機関の使い分けは行っていません。

⑩内部評価方式を用いている場合には、その概要

内部評価方式は用いておりません。

⑪定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

重要な変更は生じておりません。

オペレーショナル・リスクに関する事項

①リスク管理の方針及び手続の概要

[リスク管理の方針]

オペレーショナル・リスクとは、内部プロセス(銀行業務の過程)・人(役職員、スタッフ・派遣社員を含む)・システムが不適切であること若しくは機能しないこと、又は外性的事象が生起することにより、有形無形の損失を被るリスクをいいます。

当行では、オペレーショナル・リスクを、①事務リスク、②システムリスク、③法務リスク、④人的リスク、⑤有形資産リスク、⑥風評リスクに区分して管理しております。

オペレーショナル・リスクは、業務運営を行っていく上で、可能な限り回避すべきであるリスクであることを念頭に、組織体制、管理手法、報告体制等を整備し、適切に管理することをリスク管理の基本方針とし、リスクの顕在化の未然防止、顕在化時の影響極小化に努めております。

[リスク管理体制]

オペレーショナル・リスクの管理にあたっては、オペレーショナル・リスク管理の基本的事項を定めた「オペレーショナル・リスク管理規程」を制定し、リスク統括部においてオペレーショナル・リスクの一元的な把握・管理、各リスク管理所管部署において、それぞれのリスクを管理する体制としております。

[リスクの管理手続の概要]

各オペレーショナル・リスクの管理は、「事務リスク管理規程」、「システムリスク管理規程」、「法務リスク管理規程」、「人的リスク管理規程」、「風評リスク管理規程」、「有形資産リスク管理規程」を制定し、適切に管理しております。なお、オペレーショナル・リスクの状況は月次で頭取を委員長とするリスク管理委員会を通じ、取締役会に報告する体制としております。

②オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当行では、粗利益配分手法を使用して、オペレーショナル・リスク相当額を算出しております。

出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当行では、金利、株価等の変動による資産・負債価値の変動が経営に与える影響を十分認識し、市場リスクの管理体制(組織体制、管理手法、報告体制等)を整備の上、市場リスクを正確に把握し、適切に管理することをリスク管理の基本方針として、株式等のリスク管理を行っております。

投資金額については、先行きの金利や株式等の見通しに基づく相場変動リスク及び分散投資を考慮した市場部門のリスク・リターンを検討し、経営会議で決定しております。

株式等の価格変動リスクの計測は、VaR(バリュー・アット・リスク)により行っております。信頼水準は99%、保有期間については処分決定に要する期間等を反映し、政策投資株式は6カ月、純投資株式は3カ月として計測しております。半期毎に経営会議において、自己資本や市場環境等を勘案してリスクリミットを決定し、その限度額を遵守しながら収益の獲得に努めております。

株式等の評価については、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法により行っております。また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

株式等について、会計方針等を変更した場合は財務諸表等規則第8条の3に基づき、変更の理由や影響額について財務諸表の注記に記載しております。

## 銀行勘定における金利リスクに関する事項

### ①リスク管理の方針及び手続の概要

[リスク管理の方針]

金利、株価等の変動による資産・負債価値の変動が経営に与える影響を十分認識し、市場リスクの管理体制(組織体制、管理手法、報告体制等)を整備の上、市場リスクを正確に把握し、適切に管理することをリスク管理の基本方針としております。具体的には、ALM(Asset Liability Management)の一環として、金利リスク・為替リスク・価格変動リスクのコントロールを実施しております。

[リスク管理手続の概要]

市場リスクを適切にコントロールするため、半期毎に経営会議等において、自己資本等の経営体力の範囲内で、部門別・リスクカテゴリー別にリスクリミット、損失限度額、アラームポイント(対応方針を見直すリスク量もしくは損失額の水準)を設定し、管理しております。また、有価証券等の市場取引については、商品別のポジション限度額(保有限度額)、個別銘柄毎の損失限度額も合わせて設定し、管理しております。

各部門は、これらリスクリミット等の許容されたリスク量の範囲内で、機動的かつ効率的な運用を目指しております。なお、市場リスクの状況は月次でALM委員会、リスク管理委員会を通じ、取締役会に報告する体制としております。

### ②銀行が内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

金利リスクは、VaR(分散・共分散法)、BPVにより日次又は月次でリスク量を計測している他、金利ギャップ等により計測しております。また、VaRにつきましては、リスクリミット管理に活用し、経営体力と比較し過大にならないよう適切に管理するとともに、半期毎にバックテスティングを実施し計測手法の妥当性や有効性を検証しております。その他、ストレステストの実施により、リスク管理の実効性の確保、計測手法の高度化、精緻化に努めております。

定量的な開示事項 単体

自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額

(単位:百万円)

項目	平成25年度		平成26年度	
	リスク・アセット	所要自己資本の額	リスク・アセット	所要自己資本の額
<b>【資産(オン・バランス)項目】</b>				
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	69	2	114	4
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	501	20	591	23
国際開発銀行向け	12	0	1	0
地方公共団体金融機構向け	-	-	989	39
我が国の政府関係機関向け	559	22	580	23
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	23,714	948	28,701	1,148
法人等向け	246,116	9,844	245,404	9,816
中小企業等向け及び個人向け	330,772	13,230	352,327	14,093
抵当権付住宅ローン	53,382	2,135	56,501	2,260
不動産取得等事業向け	180,803	7,232	198,313	7,932
三月以上延滞等	2,913	116	2,607	104
取立未済手形	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	6,663	266	7,830	313
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	29,927	1,197	29,027	1,161
(うち出資等のエクスポージャー)	29,927	1,197	29,027	1,161
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-	-
上記以外	460,528	18,421	488,544	19,541
(うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	-	-	-	-
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	23,618	944	23,696	947
(うち上記以外のエクスポージャー)	436,910	17,476	464,847	18,593
証券化(オリジネーターの場合)	2,367	94	2,348	93
(うち再証券化)	-	-	-	-
証券化(オリジネーター以外の場合)	212	8	105	4
(うち再証券化)	-	-	-	-
複数の資産を裏付とする資産(いわゆるファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	529	21	362	14
経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	11,793	471	6,024	240
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
資産(オン・バランス)計	1,350,867	54,034	1,420,374	56,814
<b>【オフ・バランス取引等項目】</b>				
原契約期間が1年以下のコミットメント	1,812	72	1,817	72
短期の貿易関連偶発債務	76	3	35	1
特定の取引に係る偶発債務	2,197	87	2,681	107
原契約期間が1年超のコミットメント	2,735	109	2,986	119
信用供与に直接的に代替する偶発債務	9,646	385	7,822	312
先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	-	-	-	-
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	100	4	-	-
派生商品取引	1,983	79	2,320	92
オフ・バランス取引等 計	18,551	742	17,664	706
【CVAリスク相当額を8%で除して得た額】(簡便的リスク測定方式)	3,158	126	3,614	144
【中央清算機関関連エクスポージャー】	-	-	0	0
合計	1,372,578	54,903	1,441,653	57,666

(注) 所要自己資本額 = リスク・アセット × 4%

財務諸表

損益の状況

経営諸比率

営業の状況

資本の状況

連結決算

自己資本の充実の状況等について

②オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行が使用する手法ごとの額  
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位:百万円)

	平成25年度末	平成26年度末
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額	2,362	2,348
うち粗利益配分手法	2,362	2,348

③単体自己資本比率

	平成25年度末	平成26年度末
単体自己資本比率	8.60%	8.14%

④単体総所要自己資本額

(単位:百万円)

	平成25年度末	平成26年度末
単体総所要自己資本額	57,265	60,014

信用リスクに関する事項

①信用リスクエクスポージャー期末残高及び三月以上延滞エクスポージャーの地域別・業種別・残存期間別内訳

(単位:百万円)

	平成25年度					平成26年度				
	信用リスクエクスポージャー期末残高	貸出金、 コミットメント 及びその他の デリバティブ 以外のオフ- バランス取引	債券	デリバティブ 取引	三月以上 延滞 エク スポー ジャー	信用リスクエクスポージャー期末残高	貸出金、 コミットメント 及びその他の デリバティブ 以外のオフ- バランス取引	債券	デリバティブ 取引	三月以上 延滞 エク スポー ジャー
国内計	2,416,725	1,993,080	420,384	3,261	4,032	2,491,098	2,082,653	404,296	4,148	3,341
国外計	30,704	2,924	27,728	51	-	53,605	3,023	50,569	12	-
地域別合計	2,447,429	1,996,004	448,112	3,312	4,032	2,544,703	2,085,676	454,865	4,160	3,341
製造業	187,765	180,293	7,215	257	267	191,202	183,231	7,675	294	130
農業、林業	5,483	5,183	300	-	19	5,645	5,345	300	-	21
漁業	273	273	-	-	-	274	274	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	3,595	3,595	-	-	-	3,991	3,991	-	-	-
建設業	87,732	85,158	2,572	1	465	94,855	91,767	3,087	0	101
電気・ガス・熱供給・水道業	9,557	9,557	-	-	-	9,969	9,969	-	-	-
情報通信業	9,383	9,349	32	1	-	9,467	9,442	24	1	89
運輸業、郵便業	75,518	69,269	6,229	19	3	85,703	79,471	6,222	10	-
卸売業、小売業	192,498	173,068	18,631	798	452	201,735	181,630	18,991	1,113	318
金融業、保険業	324,677	151,894	171,224	1,558	-	337,939	130,254	205,457	2,227	-
不動産業、物品賃貸業	392,128	378,940	13,054	133	795	410,811	397,615	13,125	70	649
各種サービス業	186,612	178,777	7,292	542	1,341	185,452	177,785	7,225	442	1,242
国・地方公共団体等	297,281	75,722	221,558	-	-	269,561	76,805	192,755	-	-
個人	553,895	553,895	-	-	401	602,469	602,469	-	0	516
その他	121,024	121,024	-	-	285	135,621	135,621	-	-	270
業種別計	2,447,429	1,996,004	448,112	3,312	4,032	2,544,703	2,085,676	454,865	4,160	3,341
1年以下	430,183	402,426	27,602	155	168	459,962	371,260	88,313	388	106
1年超3年以下	366,112	209,913	155,025	1,173	234	372,415	213,638	157,280	1,496	169
3年超5年以下	403,143	215,499	186,480	1,162	295	385,365	211,616	171,954	1,794	398
5年超7年以下	181,838	115,513	65,846	477	46	139,777	122,934	16,525	317	67
7年超10年以下	124,568	113,273	10,952	343	114	158,658	141,857	16,635	164	70
10年超	772,490	770,286	2,203	-	617	849,847	845,692	4,155	-	683
期間の定めのないもの	169,092	169,092	0	-	2,555	178,675	178,675	0	-	1,846
残存期間別合計	2,447,429	1,996,004	448,112	3,312	4,032	2,544,703	2,085,676	454,865	4,160	3,341

(注)1.オフ・バランス取引はデリバティブ取引を除く。

2.「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャー。

3.上記の項目以外の資産については、「その他」及び「期間の定めのないもの」に計上しております。

②一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成25年度	2,430	5,938	—	2,430	5,938
	平成26年度	5,938	5,432	—	5,938	5,432
個別貸倒引当金	平成25年度	7,571	4,393	1,056	6,515	4,393
	平成26年度	4,393	4,460	357	4,035	4,460
合 計	平成25年度	10,001	10,332	1,056	8,945	10,332
	平成26年度	10,332	9,892	357	9,974	9,892

③個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳

(単位:百万円)

	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高	
	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度
国内計	7,571	4,393	4,393	4,460	7,571	4,393	4,393	4,460
国外計	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別計	7,571	4,393	4,393	4,460	7,571	4,393	4,393	4,460
製造業	2,702	601	601	352	2,702	601	601	352
農業、林業	3	5	5	6	3	5	5	6
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	86	72	72	—	86	72	72	—
建設業	562	417	417	989	562	417	417	989
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	65	83	83	29	65	83	83	29
運輸業、郵便業	60	69	69	113	60	69	69	113
卸売業、小売業	976	845	845	909	976	845	845	909
金融業、保険業	45	40	40	19	45	40	40	19
不動産業、物品賃貸業	1,132	925	925	611	1,132	925	925	611
各種サービス業	902	563	563	761	902	563	563	761
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	122	96	96	56	122	96	96	56
その他	911	671	671	609	911	671	671	609
業種別計	7,571	4,393	4,393	4,460	7,571	4,393	4,393	4,460

④貸出金償却の業種別内訳

(単位:百万円)

	貸出金償却	
	平成25年度	平成26年度
製造業	636	90
農業、林業	5	1
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	107	34
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	49	5
運輸業、郵便業	—	—
卸売業、小売業	119	86
金融業、保険業	—	—
不動産業、物品賃貸業	224	—
各種サービス業	46	329
国・地方公共団体等	—	—
個人	24	4
その他	—	—
業種別計	1,214	551

財務諸表

損益の状況

経営諸比率

営業の状況

資本の状況・株主の状況

連結決算

自己資本の充実の状況等について

- ⑤標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに自己資本比率告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号及び第247条第1項(自己資本比率告示第125条、第127条及び第136条第1項において準用する場合に限る。)の規定により1,250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額 (単位:百万円)

	エクスポージャーの額			
	平成25年度		平成26年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	107,852	472,356	118,630	418,917
2%	-	43	-	49
4%	-	-	-	1
10%	4,493	6,540	5,004	3,651
20%	116,279	14,808	146,744	13,502
35%	-	152,690	-	161,636
50%	181,775	2,980	207,244	1,886
75%	-	496,851	-	532,998
100%	86,385	793,601	69,768	853,749
150%	-	1,322	-	1,438
250%	-	9,447	-	9,478
350%	-	-	-	-
1,250%	-	-	-	-
合計	496,786	1,950,643	547,393	1,997,310

- (注) 1. 「格付有り」とは、リスク・ウェイト算定にあたり格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付無し」とは、格付を適用していないエクスポージャーであります。なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限定されております。  
2. 「格付有り」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーや、ソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれております。

### 信用リスク削減手法に関する事項

(単位:百万円)

	信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	
	平成25年度	平成26年度
現金及び自行預金	14,183	14,903
金	-	-
適格債権	5,000	-
適格株式	7,341	8,492
適格投資信託	-	-
適格金融資産担保合計	26,524	23,396
適格保証	135,416	151,044
適格クレジット・デリバティブ	-	-
適格保証、適格クレジット、デリバティブ合計	135,416	151,044

### 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

- ①与信相当額の算出に用いる方式

カレント・エクスポージャー方式にて算出しております。

- ②グロス再構築コストの額(零を下回らないものに限る)の合計額

グロス再構築コストの額の合計額は、1,056百万円です。

- ③担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額

法的に有効な相対ネットティング契約下にある取引については、ネット再構築コスト及びネットアドオンした上で、担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額が次のとおりであります。

(単位:百万円)

	与信相当額	
	平成25年度	平成26年度
派生商品取引	3,312	4,160
外国為替関連取引及び金関連取引	2,176	3,280
金利関連取引	1,136	880
株式関連取引	-	-
貴金属関連取引(金関連取引を除く)	-	-
その他コモディティ関連取引	-	-
クレジット・デリバティブ	-	-
合計	3,312	4,160

- ④担保の種類別の額

信用リスク削減手法に用いた担保はございません。

⑤与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつプロテクションの購入又は提供の別に区分した額

与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブはございません。

⑥信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブはございません。

### 証券化エクスポージャーに関する事項

①銀行がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

(1)原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳

○資産譲渡型証券化取引に係る原資産の額

(単位:百万円)

	平成25年度	平成26年度
住宅ローン債権	11,036	9,670
合計	11,036	9,670

○合成型証券化取引に係る原資産の額

該当ございません。

(2)原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び、当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

	平成25年度		平成26年度	
	三月以上延滞エクスポージャー	当期損失	三月以上延滞エクスポージャー	当期損失
住宅ローン債権	282	-	414	-
合計	282	-	414	-

(3)保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

	平成25年度	平成26年度
住宅ローン債権	356	309
合計	356	309

(注)オフ・バランス取引はありません。

(4)保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(単位:百万円)

	平成25年度		平成26年度	
	残高	所要自己資本額	残高	所要自己資本額
1,250%	189	94	187	93
自己資本控除	167	102	121	72
合計	356	196	309	166

(注)オフ・バランス取引はありません。

(5)証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

	平成25年度	平成26年度
住宅ローン債権	102	72
合計	102	72

(6)自己資本比率告示第247条第1項の規定により1,250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

証券化を行った住宅ローン債権のうち187百万円は、自己資本比率告示第247条第1項の規定により1,250パーセントのリスク・ウェイトを適用した額を計上しております。

(7)早期償還条項付の証券化エクスポージャー

該当ございません。

(8)当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略

該当ございません。

(9)証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び原資産の種類別内訳

該当ございません。

## ②銀行が投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

	平成25年度末	平成26年度末
住宅ローン債権	1,063	528
自動車ローン債権	—	—
クレジットカード与信	—	—
リース債権	—	—
事業者向け貸出	—	—
合計	1,063	528

(注) オフ・バランス取引はありません。

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(単位:百万円)

	平成25年度		平成26年度	
	残高	所要自己資本	残高	所要自己資本
20%	1,063	8	528	4
50%	—	—	—	—
100%	—	—	—	—
350%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
合計	1,063	8	528	4

(注) オフ・バランス取引はありません。

(3) 自己資本比率告示第247条第1項の規定により1,250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳  
該当ございません。

## 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

### ①貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額

出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

	平成25年度末		平成26年度末	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額	24,428	24,428	31,981	31,981
上記に該当しない出資又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額	2,974		1,993	

(注) 投資信託等複数の資産を裏付とする資産内で保有する出資等エクスポージャーは含めておりません。

子会社・関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	
	平成25年度末	平成26年度末
子会社・子法人等	733	733
関連会社等	—	—
合計	733	733

### ②出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	平成25年度	平成26年度
売却損益額	439	538
償却額	—	0

③貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成25年度	平成26年度
貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額	7,044	15,493

④貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成25年度	平成26年度
貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	-	-

銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増加額

(単位:百万円)

	平成25年度末	平成26年度末
金利ショックに対する経済価値の増減額		
<VaR>信頼区間99%、観測期間1年、 保有期間:預貸金等1年、その他保有目的内外債券 3カ月	11,909	6,574
預貸金等	8,351	4,169
その他保有目的内外債券	3,558	2,404

財務諸表

損益の状況

経営諸比率

営業の状況

資本の状況

連結決算

自己資本の充実の状況等について

## 報酬等に関する開示事項

### ① 当行(グループ)の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

#### (1) 「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」及び「対象従業員等」(合わせて「対象役職員」)の範囲については、以下のとおりであります。

##### (1) 「対象役員」の範囲

対象役員は、当行の取締役及び監査役であります。なお、社外監査役を除いております。

##### (2) 「対象従業員等」の範囲

当行では、対象役員以外の役員及び従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当行及びその主要な連結子法人等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。

なお、当行の対象役員以外の役員及び従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員で、対象従業員等に該当する者はありません。

##### (ア) 「主要な連結子法人等」の範囲

主要な連結子法人等とは、銀行の連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えるもの及びグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等であり、具体的には該当はございません。

##### (イ) 「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、当行の有価証券報告書記載の「役員区分ごとの報酬の総額」を同記載の「対象となる役員の員数」により除すことで算出される「対象役員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。

なお、退職一時金につきましては、報酬等の金額から退職一時金の全額を一旦控除したものに「退職一時金を在職年数で除した金額」を足し戻した金額をもって、その者の報酬等の金額とみなし、「高額の報酬等を受ける者」の判断を行っております。

##### (ウ) 「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」の範囲

「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行、当行グループ、主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、または取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

#### (2) 対象役職員の報酬等の決定について

当行では、株主総会において役員報酬の総額(上限額)を決定しております。株主総会で決議された取締役の報酬の個人別の配分については、取締役会に一任されております。また、監査役の報酬の個人別の配分については、監査役会に一任されております。

#### (3) 報酬委員会等の構成員に対して払われた報酬等の総額及び報酬委員会等の会議の開催回数

報酬委員会等	開催回数 (平成26年4月～平成27年3月)
取締役会	1回
監査役会	1回

(注) 報酬等の総額については、報酬委員会等の職務執行に係る対価に相当する部分のみを切り離して算出することができないため、報酬等の総額は記載しておりません。

### ② 当行(グループ)の対象役職員の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

#### (1) 報酬等に関する方針について

##### 「対象役員」の報酬等に関する方針

当行は、中長期的な企業価値の向上を通じて、「地域金融機関として地域のお客さまのお役に立ち、信頼され支持される銀行となること」という当行の経営方針にもとづいて役員報酬制度を設計しております。具体的な役員報酬制度といたしましては、役員報酬等の構成を、

- ・基本報酬
- ・賞与
- ・株式報酬型ストックオプション

としております。

基本報酬は役員としての職務内容・人物評価・業務実績等を勘案し、賞与は、当行の各期業績を勘案して決定することとし、また、株式報酬型ストックオプションは、株価上昇および業績向上への貢献意欲や、株主重視の経営姿勢を高めるため、職位に応じて付与しております。

役員の報酬は、株主総会において決議された役員報酬限度額の範囲内で決定しており、取締役会にて決定しております。

また、監査役の報酬については、株主総会において決議された役員報酬限度額の範囲内で、監査役会にて決定しております。

## (2) 報酬等の全体の水準が自己資本に及ぼす影響について

役員の報酬については、当期の損益の状況、今後の自己資本政策等との整合性を確認したうえで、報酬額を決定しており、将来の自己資本の十分性に重大な影響を与えないことを確認しております。また、当期の役員報酬の支払総額について、当期の利益水準や内部留保の状況と比較した結果、自己資本比率に重大な影響を与えないことを確認しております。

## ③ 当行(グループ)の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに報酬等と業績の連動に関する事項

対象役員の報酬等の決定に当たっては、株主総会で役員全体の報酬総額が決議され、決定される仕組みになっております。また、対象従業員等の報酬等の決定に当たっては、当行グループの財務状況等を勘案のうえ、予算措置を行う仕組みになっております。

## ④ 当行(グループ)の対象役職員の報酬等の種類、支払総額及び支払い方法に関する事項

対象役職員の報酬等の総額(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

区分	員数(名)	報酬等の総額(百万円)										
		固定報酬の総額					変動報酬の総額					
			基本報酬	株式報酬型ストックオプション	その他		基本報酬	賞与	その他	退職慰労金	その他	
対象役員(除く社外役員)	6	106	104	97	6	—	—	—	—	—	2	—
対象従業員等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

## ⑤ 当行(グループ)の対象役職員の体系に関し、その参考となるべき事象

特段、前項までに掲げたもののほか、該当する事項はございません。

## 銀行法施行規則に基づく開示項目

### 〔単体情報〕

#### 1.概況及び組織に関する事項

- (1) 経営の組織
- (2) 上位10以上の株主
- (3) 取締役及び監査役
- (4) 営業所の名称及び所在地

#### 2.主要な業務の内容

#### 3.主要な業務に関する事項

- (1) 営業の概況
- (2) 主要な経営指標の推移
  - ① 経常収益
  - ② 経常利益
  - ③ 当期純利益
  - ④ 資本金及び発行済株式の総数
  - ⑤ 純資産額
  - ⑥ 総資産額
  - ⑦ 預金残高
  - ⑧ 貸出金残高
  - ⑨ 有価証券残高
  - ⑩ 単体自己資本比率
  - ⑪ 配当性向
  - ⑫ 従業員数
- (3) 業務に関する指標
  - ① 主要な業務の状況を示す指標
    - イ. 業務粗利益及び業務粗利益率
    - ロ. 資金運用収支等各収支
    - ハ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利ざや
    - ニ. 受取利息及び支払い利息の増減
    - ホ. 総資産経常利益率、資本経常利益率
    - ヘ. 総資産当期純利益率、資本当期純利益率
  - ② 預金に関する指標
    - イ. 預金科目別平均残高
    - ロ. 定期預金の残存期間別残高
  - ③ 貸出金等に関する指標
    - イ. 貸出金科目別平均残高
    - ロ. 貸出金の残存期間別残高
    - ハ. 担保種類別の貸出金残高及び支払承諾見返額
    - ニ. 用途別貸出金残高
    - ホ. 業種別貸出金残高
    - ヘ. 中小企業等向け貸出金
    - ト. 特定海外債権残高
    - チ. 預貸率
  - ④ 有価証券に関する指標
    - イ. 商品有価証券の種類別平均残高
    - ロ. 有価証券の種類別残存期間別残高
    - ハ. 有価証券の種類別平均残高
    - ニ. 預証率

#### 4.業務運営に関する事項

- (1) リスク管理の体制
- (2) 法令遵守の体制
- (3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況
- (4) 指定紛争解決機関の名称

#### 5.財産の状況に関する事項

- (1) 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書
- (2) リスク管理債権額
  - ① 破綻先債権
  - ② 延滞債権
  - ③ 3カ月以上延滞債権
  - ④ 貸出条件緩和債権
- (3) 自己資本の充実の状況
- (4) 時価等情報
  - ① 有価証券の情報
  - ② 金銭の信託の情報
  - ③ デリバティブ取引情報
- (5) 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額
- (6) 貸出金償却額
- (7) 会社法による会計監査人の監査
- (8) 金融商品取引法に基づく監査証明

#### 6.報酬等に関する開示事項

#### 7.重要な後発事象

### 〔連結情報〕

#### 1.銀行及び子会社等の概況に関する事項

- (1) 主要な事業の内容及び組織の構成
- (2) 子会社等に関する情報
  - ① 名称
  - ② 所在地
  - ③ 資本金または出資金
  - ④ 事業の内容
  - ⑤ 設立年月日
  - ⑥ 銀行が所有する子会社等の株式等の発行済株式の総数等に占める割合
  - ⑦ 銀行の一の子会社等以外の子会社等が所有する当該一の子会社等の株式等の発行済株式の総数等に占める割合

#### 2.銀行及び子会社等の主要な業務に関する事項

- (1) 営業の概況
- (2) 主要な経営指標の推移
  - ① 経常収益
  - ② 経常利益
  - ③ 当期純利益
  - ④ 包括利益
  - ⑤ 純資産額
  - ⑥ 総資産額
  - ⑦ 連結自己資本比率

#### 3.銀行及び子会社等の財産の状況に関する事項

- (1) 連結貸借対照表、連結損益計算書、及び連結株主資本等変動計算書
- (2) リスク管理債権額
  - ① 破綻先債権
  - ② 延滞債権
  - ③ 3カ月以上延滞債権
  - ④ 貸出条件緩和債権
- (3) 自己資本の充実の状況
- (4) セグメント情報
- (5) 金融商品取引法に基づく監査証明

#### 4.報酬等に関する開示事項

#### 5.重要な後発事象

## 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示項目

資産の査定公表

財務諸表

損益の状況

経営諸比率

営業の状況

資本の状況・株主の状況

連結決算

自己資本の充実の状況等について

平成27年7月発行 千葉興業銀行 経営企画部  
〒261-0001 千葉市美浜区幸町2-1-2 Tel.043-243-2111(代表) <http://www.chibakogyo-bank.co.jp/>